

## 引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として町に交付され、その引き上げ分についてはその使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。平成30年度利尻町一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、以下のとおりです。

(単位:千円)

項 目		決算額
<歳入>	地方消費税交付金(社会保障財源分)	19,143
<歳出>	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	861,618

一般会計

(単位:千円)

区分	目的別	平成30年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・道支出金	地方債	その他		うち引上分の 地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)
民生費	社会福祉費	111,495	74,392	0	862	36,241	2,477
	老人福祉費	202,085	8,432	1,500	10,035	182,118	4,490
	児童福祉費	57,717	24,076	0	10,257	23,384	1,282
	小 計	371,297	106,900	1,500	21,154	241,743	8,249
衛生費	保健衛生費	490,321	1,618	87,900	19,432	381,371	10,894
合 計		861,618	108,518	89,400	40,586	623,114	19,143

※事務費および人件費については除外しています。